

## 居宅介護等サービスの重要事項説明書

この居宅介護等サービスの重要事項説明書は、利用者やその家族に対し、事業所の運営規定の概要や勤務体制・その他重要事項を記したものです。

(利用者に対してこの文書を交付して、ご説明申し上げることは事業所の義務として法令上規定されています。)

### 1. 事業者の概要

名 称	株式会社 アリスジャパン
所 在 地	【 本 社 】 〒721-0965 広島県福山市王子町二丁目 1 1 番 6 号
電 話 番 号	084-923-0721 (本社代表)
代 表 者	代表取締役 伊藤 健二
設立年月日	昭和64年1月4日
資 本 金	1,000万円
事 業 内 容	< 障害者総合支援法に基づくサービス > 居宅介護サービス、重度訪問介護サービス 地域生活支援事業 (移動支援) < 介護保険法に基づくサービス > 居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、通所介護 福祉用具貸与、特定福祉用具販売

### 2. サービスを提供する事業所の概要

事 業 所 名	ケアサービス福山
所 在 地	広島県福山市王子町二丁目 1 1 番 6 号
電 話 番 号	084-928-8090 (FAX) 084-973-3399
指 定 事 業 所 番 号	3411501319 (居宅介護、重度訪問介護)・3461300935 (移動支援)
サービスを提供する地域	福山市 (内海町、走島を除く)
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

#### < 従業者体制 >

主たる対象者		<input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 障害児 <input type="checkbox"/> 精神障害者	
職	職 種	常 勤	非 常 勤
員	管 理 者	人	人
	サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	人	人
	介 護 福 祉 士	人	人
体	実 務 者 研 修	人	人
	初任者研修・ホームヘルパー1級・2級	人	人
制	事 務 員	人	人
営 業 時 間		月 ~ 日曜 8:30 ~ 17:30	

## ※職務内容

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元に行う。
- ・サービス提供責任者は、居宅介護等計画の作成、利用の申し込みに係わる調整・訪問介護員等に対する技術指導等サービスの内容の管理を行う。
- ・訪問介護員は、指定居宅介護等サービスの提供に当たる。

### 3. 事業所の運営方針

事業所は、利用者の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を適切に行い支援いたします。

居宅介護等の実施にあたっては地域との結び付きを重視し、関係市町及び地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 居宅介護等サービス内容

身 体 介 護	・食事の介護・排泄の介護・入浴の介護 ・その他日常生活を営むために必要な身体の介護 ※胃ろう・痰の吸引については一部制約があります。 諸手続きが必要になりますので、事前にご相談下さい。
通 院 等 介 助	・通院介助（身体介護を伴う場合）
通 院 等 介 助	・通院介助（身体介護を伴わない場合）
家 事 援 助	・調理・洗濯・掃除 ・その他日常生活を営むために必要な家事の援助
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由の方で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う。
地 域 生 活 支 援 事 業 （ 移 動 支 援 ）	日常生活上必須の外出や社会参加のための外出の際に、ヘルパーによる付き添い介護を提供します。 （身体介護無・身体介護有・行動援護）

## 5. 利用料金

当社が提供する居宅介護等サービスの利用料、及びお客様にご負担いただく金額は次の通りです。尚、この金額は障害者総合支援法の厚生労働省基準に基づくものであり、市町毎に定められます。

	身体介護 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	家事援助	通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	重度訪問介護
30分未満	256単位	106単位	106単位	186単位
30分以上45分未満	404単位	153単位	197単位	
45分以上1時間未満		197単位		
1時間以上 1時間15分未満	587単位	239単位	275単位	277単位
1時間15分以上 1時間30分未満		275単位		
1時間30分以上 2時間未満	669単位	311単位に15分 増すごとに+35単位	345単位に30分 増すごとに+69単位	369単位
2時間以上 2時間30分未満	754単位			461単位
2時間30分以上 3時間未満	837単位			553単位
3時間以上	916単位に30分増 すごとに+83単位			644単位

注)・本表は代表的なサービスの単位数を記したものです。本表に記載のないサービスの単位については、事業所のサービス提供責任者にお問合せ下さい。

・本表にない重度障害者等の場合、障害程度区分6に該当する者の場合、その加算は障害者総合支援法の厚生労働省基準に基づくもので、市町毎に定められた単位数になります。

### タクシー利用料金

(通院等乗降介助)

初乗り 1.5 Km	580円
364m 毎	90円

(時間制運賃)

30分	2,200円
60分	4,400円

### 【 運賃等の割引き 】

\*介護保険・障がい福祉サービス利用・・・1割引き

\*障がい者手帳をお持ちの方・・・・・・・・・・1割引き

- ・夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合（居宅介護・重度訪問介護）
  - 午前6時～午前8時まで、午後6時～午後10時まで…所定単位数に25%加算
  - 午後10時～午前6時まで……………所定単位数に50%加算
  
- ・重度訪問介護
  - 1日につき3時間超の支給決定を基本
  - 8時間を超える場合は、障害者総合支援法に準じた額を加算
  - 移動介護加算
    - 1時間未満の移動・・・100単位
    - 2時間未満の移動・・・150単位
    - 3時間未満の移動・・・200単位
    - 3時間以上の移動・・・250単位
  - 実際の料金は、1回当たりの【介護給付費基準額】に【時間帯加算】と【地区別単価】を乗じ10円未満を切り捨てた金額を1カ月間にご利用されたサービスの合計額です。
  
- ・2人の訪問介護員が必要なサービス…所定単位数の100分の200を算定
  - 利用者の心身の状態により、1人の訪問介護員によるサービスの提供が困難な時に、利用者の同意を得て2人でサービス提供をする場合の算定。
  
- ・初回加算…1月につき200単位
  - サービス提供責任者が新規に居宅介護計画の作成をし、初回に実施したサービスと同月内にサービス提供責任者が訪問する場合の加算。
  
- ・緊急時対応加算…1回につき100単位を加算（月2回を限度）
  - 利用者やその家族からの緊急要請により、サービスの提供を行う場合に加算。
  
- ・利用者負担上限額管理加算…1回につき150単位を加算（月1回を限度）
  
- ・喀痰吸引等支援体制加算…1人1日当たり100単位を加算
  - 痰吸引等については一部制約があり、諸手続きが必要ですので事前にご相談下さい。
  
- ・特定事業所加算
  - サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境整備、中重度者への対応などを行っている事業所に加算されます。
  - 居宅介護
    - 特定事業所加算（Ⅱ）…1月につき所定単位数×10%
  - 重度訪問介護
    - 特定事業所加算なし
  
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算
  - 介護職員の処遇改善が後退しないよう更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境取組を進める事業所を対象とする加算となります。

## 居宅介護

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）…1月につき所定単位数×41.7%

## 重度訪問介護

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）…1月につき所定単位数×32.8%

### ・移動支援に要する費用について

サービス類型	基準額（単価）	
移動Ⅰ・身無	30分ごとに 1,050円	
移動Ⅰ・身有	30分ごとに 1,900円	
移動Ⅰ・行動援護	30分ごとに 1,900円	
グループ支援	ヘルパーと利用者の比較	
	1：1未満 1：2以上	630円
	1：2未満 1：3以上	500円
	1：3未満 1：4以上	400円
	1：4未満 1：5以上	300円

## お客様のご負担額

### 【介護給付費支給対象サービス利用者負担額】

- ・サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス利用料の原則1割（定率負担）を事業者へお支払い頂きます。（但し、市町から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は減額後の額になります。）
- ・介護給付費対象のサービス（居宅介護等・デイサービス・短期入所）利用者負担額は所得に応じ上限が定められています。
- ・利用者ごとに『支給期間』、1カ月あたりの『支給量』『利用者負担割合』、1カ月の利用者負担（実費負担を除く）『利用者負担上限月額』が市町により定められ、お手持ちの『受給者証』に明記されます。契約時に当社の契約担当者に提示して下さい。  
なお、『住所』及び『利用者負担額』『支給量』など受給者証の内容に変更があった場合には、速やかに事業所までお知らせ下さい。
- ・居宅介護等サービスの利用について、障害者総合支援法の適用がある場合には、消費税は非課税です。（総合支援法対象外のサービスを希望される場合は、別途消費税をいただきます。）

### 【介護給付費支給量を超えた場合】

- ・お客様が市町の定めた介護給付費支給量を超えてご利用を希望される場合、支給量の上限を超えた部分は全額自己負担となります。

### 【介護給付費支給の決定のない場合】

- ・お客様が介護給付費支給を申請中の場合は、一旦市町が定める障害者総合支援法基準額の全額をお支払いいただきます。この場合、当事業所より『サービス提供証明書』に入金確認の上『領収証』を発行します。その後、お住まいの市町へ申請されますと、

自己負担分を除く金額がお客様へ直接払い戻されます。(償還払い)

<p>交 通 費 等</p>	<p>前記2に記載するサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。前期2に記載するサービスを提供する地域を越えて行う居宅介護等サービスに要した交通費、居宅介護等サービスに係る交通費については、その実費をいただきます。</p> <p>なお、自動車等を使用した場合の交通費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記2に記載するサービスを提供する地域を越えてから1km毎に50円とし、居宅介護等サービスの提供する場所までの往復の距離数をご負担いただきます。</li> <li>・電車・バス等を利用して重度訪問介護を提供した場合には、居宅介護員の交通費としてその実費をご負担いただきます。</li> </ul>
<p>料金のお支払方法</p>	<p>利用者指定口座より自動振替</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の口座から自動振替になりますので毎月26日までにご入金お願い致します。(引き落とし日が銀行休業日の場合、引き落とし日は翌営業日となります)</li> </ul> <p>医療費控除など領収証が必要な場合は、ご連絡頂ければ発行致します。</p>
<p>キャンセル料</p>	<p>サービスの利用をキャンセルする際は、速やかに当事業所までご連絡下さい。サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料がかかりますのでご注意下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>キャンセル料＝予定されていたサービス相当分の利用料金</p> </div> <p>※サービス利用日の前日正午までにご連絡頂いた場合及び、利用者の病変・急な入院等特別な事情による場合には、キャンセル料は頂きません。</p> <p>※キャンセル料は障害者総合支援法に基づく居宅介護等サービスの対象外の為、別途消費税がかかります。</p>

## 6. サービスのご利用についての注意事項

### 実施するサービスについて

- ・居宅介護等サービスは、居宅介護等計画に基づいて提供致します。
- ・居宅介護等計画で定められた以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。
- ・サービス内容の変更に関しては、利用者又はご家族が直接訪問介護員に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。
- ・サービス内容の変更については、事業所のサービス提供責任者にご依頼下さい。
- ・利用者以外のご家族に対する居宅介護等サービスの提供はできません。

### 担当するヘルパーについて

- ・居宅介護等サービスの提供に当たっては、介護の資格を持った訪問介護員が行います。
- ・事業所が選任した訪問介護員が居宅介護等サービスを行います。ご利用者又はご家族が訪問介護員を指名することはできません。
- ・選任された訪問介護員の交代を希望される場合、その訪問介護員が不相当と認められ

る事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、交代を申し出ることができます。

- ・基本的には、訪問介護員は特定せず複数の訪問介護員が交代で居宅介護等サービスを提供させていただきます。
- ・事業所の都合により、訪問介護員を変更することがあります。その場合、ご利用者又はご家族に対して居宅介護等サービスご利用上の不利益が生じないよう十分配慮致します。

#### サービス提供する上で使用する物品について

- ・利用者のお住まいでサービスを提供する為に必要な物品等（水道・ガス・電気等）を無償で使用させていただくことがあります。

#### 訪問介護員の禁止事項等

- ・医療関連行為（褥瘡の処置・マッサージ等）は、法律により訪問介護員は出来ないことになっております。
- ・決められた時間外での買い物・薬の受け取り、又は訪問介護員の車に同乗しての買い物・通院はできないことになっております。
- ・訪問介護員は、仕事中の茶菓子・お礼は一切受け取れないことになっております。
- ・飲酒および喫煙。
- ・その他利用者又は介護者（家族等）に対する迷惑行為。

#### 秘密保持

- ・事業所及び訪問介護員は、居宅介護等サービスを提供する上で知り得た利用者及び介護者（家族等）に関する個人情報を正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービスが終了した後も継続します。
- ・事業所及び訪問介護員は、ご利用者に医療上緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
- ・居宅サービスを提供する上で、利用者又は介護者（家族等）の個人情報をを用いる必要がある場合には、事前に同意の文書を交わすことと致します。

#### 金銭に関すること

- ・訪問介護員は、買い物・薬の受け取り以外のお金の取り扱い（預金通帳を預かる等）はできません。
- ・買い物等で金銭をお預かりする際は、金銭預り証に預かった金額・購入した品目と代金・お釣りを記載して確認印を頂きます。
- ・行政の承認の下、止むを得ず生活費等の入金・引出しのため預金通帳をお預かりする場合は、必ず委任状を記入して頂くことになっております。

### 7. 虐待の防止のための措置

- ・虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	河村 千春
---------------	-------

- ・虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- ・虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町の窓口に通報します。

## 8. 身体的拘束等の禁止

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束や行動を制限する行為を行う場合には、切迫性、非代替性、一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得ることとし、身体拘束を行った場合はその状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力をすることとします。

## 9. 緊急時の対応方法

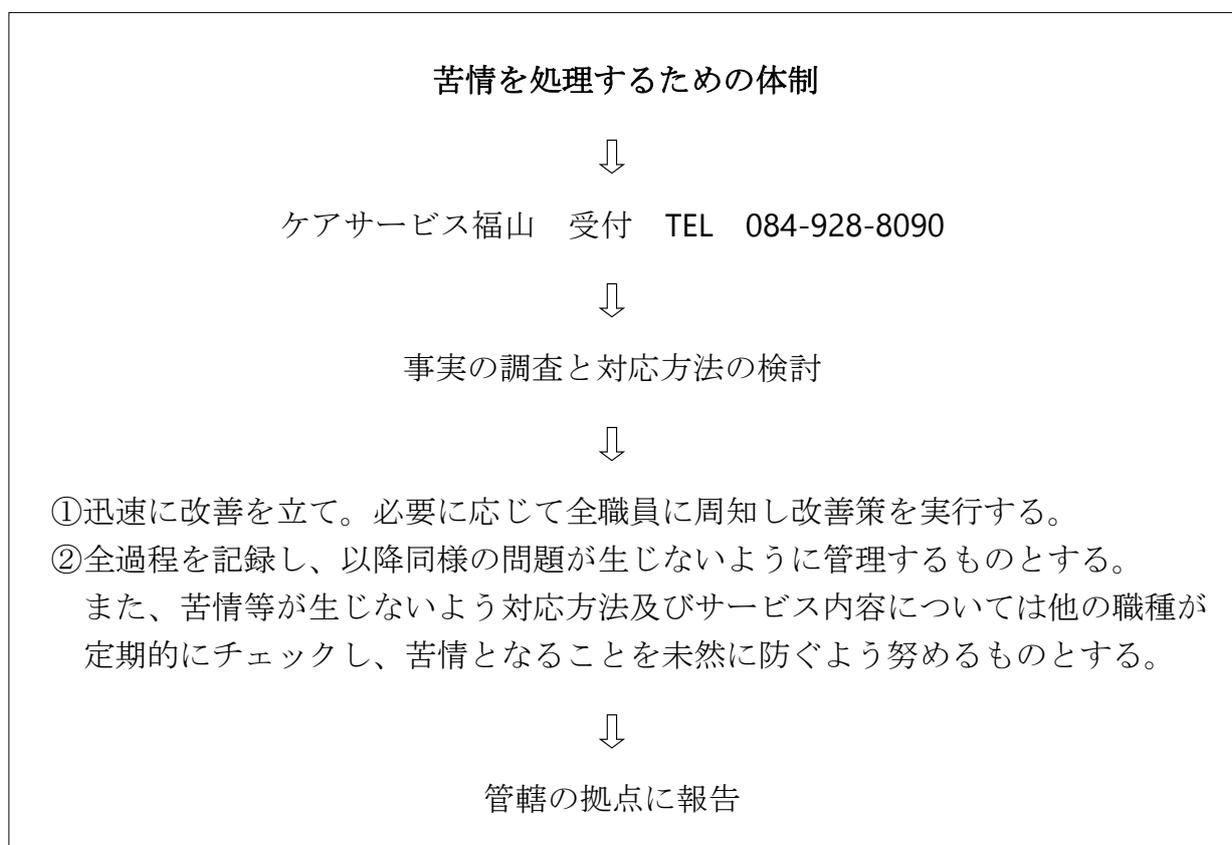
居宅介護等サービスの提供中に、利用者の容体に変化等あり緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打ち合わせにより決めさせて頂いた主治医・救急隊・親族等へ連絡を致します。(原則として、訪問介護員は救急車への同乗はいたしません。)

## 10. サービス提供時の事故について

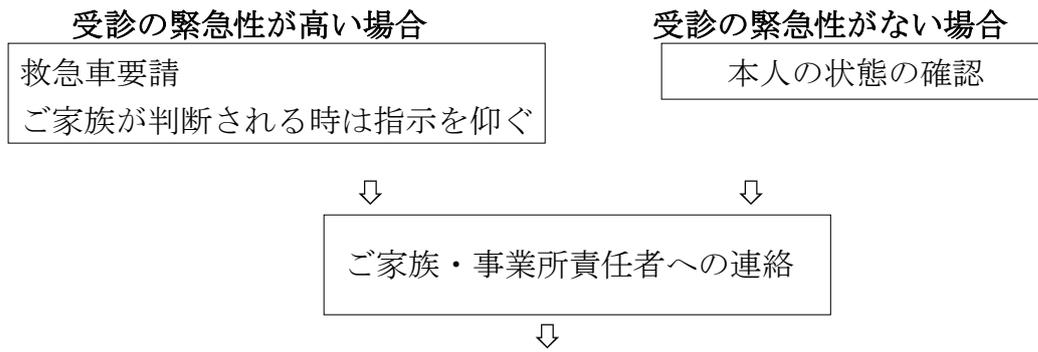
- ・居宅介護等サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずると共に損害を賠償します。
- ・事業所では、万が一の事故発生に備えて前記2に記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- ・なお、事業所の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、事業所は損害賠償を負いません。とりわけ、以下の事由に該当する場合は、事業所は賠償責任を免れます。
  - ①利用者が、契約締結時にその疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
  - ②利用者若しくは介護者（家族等）が、居宅介護等サービスの実施の為必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
  - ③利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施した居宅介護等サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
  - ④利用者又は介護者（家族等）が、事業所及び訪問介護員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
  - ⑤物品等の破損が自然に、又は老朽化により発生した場合。

1 1. サービス内容に関する相談・苦情の窓口及び事故発生時の対応

事業所相談窓口		<電 話> 084-928-8090 <住 所> 広島県福山市王子町二丁目 11 番 6 号 <受付時間> 平日 8:30 ~ 17:30 <担 当 者> 河村・兼田・向井・岩永・吉村 <解決責任者> 河村 千春
外部苦情 申立て機関	各区市町相談窓口	福山市福祉事務所 <電 話> 084-928-1062
	各都道府県相談窓口	広島県福祉サービス運営適正化委員会 (広島県社会福祉協議会) <電 話> 082-254-3419



## サービス提供時の事故発生時の体制



事業所責任者の指示を仰ぎ、対応できる事はその場で行う。

### 事故直後の当社としての対応

- ①事故発生に対する謝罪。
- ②事故の原因、状況の明確化。
- ③事故の所在と内容の明確化。
- ④必要に応じた損害賠償の手続き。

### 再発防止への対応

- ①事故発生の要因の検討。
- ②具体的な防止策の検討・立案。
- ③事業所従業員への周知と再発防止策の実行の指示。